

資料編



# 児童の権利に関する条約

## 条約締結の経緯と趣旨

1989年（平成元年）の国際連合の総会で「児童の権利に関する条約」ができました。条約とは国と国との間の約束です。

この条約は、18歳未満のすべての子どもを対象とするものです。子どもの、人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進する事を目指しています。わが国は平成6年4月にこの条約に批准しました。

世界には、貧困、飢え、武力紛争、虐待等のひどい状態に置かれ苦しんでいる子どもが数多くいます。この条約は、各国がこうした現実に向け、子どもたちの人権を尊重し、保護していくためにつくられたものです。

もちろん、国によっていろいろ違った考え方、文化、伝統や法律があるのですが、この条約は、その中で、各国が協力していくことを目指したものです。

## 条約の主な内容

- 1．18歳未満のすべての子どもを対象とします。
- 2．子どもが人種、性、出身等で差別されてはいけません。
- 3．子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
- 4．両親は子どもを守り、指導する責任があります。
- 5．両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
- 6．子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どもも、ほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
- 7．子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
- 8．家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
- 9．からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
- 10．子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
- 11．子どもは教育を受けることが認められるべきです。
- 12．子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
- 13．子どもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
- 14．この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

（資料：外務省国内広報課作成パンフレット）

# 武蔵村山市次世代育成支援対策行動計画検討協議会設置要綱

平成 16 年 4 月 14 日  
訓令(乙)第 40 号

## (設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項に規定する市町村行動計画(以下「行動計画」という。)について、武蔵村山市の地域事情及び地域住民の意見を反映して策定するため、武蔵村山市次世代育成支援対策行動計画検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 協議会は、行動計画の原案について検討し、市長に報告する。

## (組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員をもって組織する。

- |                                |     |
|--------------------------------|-----|
| (1) 主任児童委員                     | 1 人 |
| (2) 保育園及び幼稚園の園長                | 2 人 |
| (3) 保育園及び幼稚園の園児の保護者            | 2 人 |
| (4) 市立小学校の P T A の役員及び教員       | 2 人 |
| (5) 教育相談室の相談員                  | 1 人 |
| (6) 児童相談所、保健所、少年センター及び東大和警察署職員 | 4 人 |
| (7) 母子自立支援相談員                  | 1 人 |

2 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務の終了をもって満了する。

## (会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 協議会は、会長が召集する。

2 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、協議会の議長となり、会議を運営する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、健康福祉部児童福祉課が行う。

## (委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 武蔵村山市次世代育成支援対策行動計画検討協議会委員名簿

|     | 氏名      | 職名                          |
|-----|---------|-----------------------------|
| 会 長 | 奥 富 靖 宏 | 武蔵村山市教育相談室専任相談員             |
| 副会長 | 江 郷 茂 男 | 武蔵村山市民間保育園長会会長              |
| 委 員 | 荒 澤 みや子 | 武蔵村山市主任児童委員                 |
| 委 員 | 芦 川 征 史 | 武蔵村山市私立幼稚園連絡協議会会長           |
| 委 員 | 荻 野 京   | 保育園保護者                      |
| 委 員 | 細 川 美知子 | 幼稚園保護者                      |
| 委 員 | 五十嵐 晴 子 | 市立小・中学校 P.T.A. 連合会会長        |
| 委 員 | 松 井 茂   | 武蔵村山市立第二小学校主幹               |
| 委 員 | 江 角 義 男 | 東京都小平児童相談所長                 |
| 委 員 | 吉 原 恭 子 | 東京都多摩立川保健所地域保健第二係主任         |
| 委 員 | 櫻 井 正 人 | 生活安全部少年育成課<br>警視庁立川少年センター所長 |
| 委 員 | 室 町 義 弘 | 警視庁東大和警察署生活安全課課長代理          |
| 委 員 | 佐久間 桂 子 | 母子自立支援・婦人相談員                |

# 武蔵村山市次世代育成支援対策行動計画検討委員会設置要綱

平成 16 年 4 月 14 日  
訓令(乙)第 41 号

## (設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項に規定する市町村行動計画(以下「行動計画」という。)を総合的かつ円滑に策定するため、武蔵村山市次世代育成支援対策行動計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会は、行動計画の原案を作成し、市長に報告する。

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部長をもって充てる。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者とする。

4 委員は、企画財政部秘書広報課市民協働担当課長、健康福祉部地域福祉課長、同部児童福祉課長、同部健康推進課長、都市整備部建設管理課長、教育部教育総務課長、同部教育指導課長、同部生涯学習課長をもって充てる。

## (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (委員の任期)

第 5 条 委員長、副委員長及び委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務の終了をもって満了する。

## (会議)

第 6 条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員長は、議長となり会議を運営する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

## (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部児童福祉課が行う。

## (委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 武蔵村山市次世代育成支援対策行動計画検討委員会委員名簿

|      | 氏名    | 職名                            |
|------|-------|-------------------------------|
| 委員長  | 川島秀則  | 健康福祉部長                        |
| 副委員長 | 諸江大   | 健康福祉部地域福祉課長                   |
| 委員   | 比留間多一 | 企画財政部秘書広報課市民協働担当課長            |
| 委員   | 池亀武夫  | 健康福祉部児童福祉課長                   |
| 委員   | 眞仁田泰久 | 健康福祉部健康推進課長                   |
| 委員   | 土田三男  | 都市整備部建設管理課長                   |
| 委員   | 峯岸清助  | 教育部教育総務課長                     |
| 委員   | 泉長顯   | 教育部学校教育担当部長、<br>教育部教育指導課長事務取扱 |
| 委員   | 野崎富生  | 教育部生涯学習課長                     |

# 計画策定の経緯

## 1. 検討協議会

| 日時・場所  | 検討協議会開催の経過  |
|--|---|
| 日時：<br>平成16年11月2日(火)<br>午後2時00分～<br>場所：<br>市役所301会議室             | <b>第1回 武蔵村山市次世代育成支援対策行動計画検討協議会</b><br>議事 1. 開会<br>2. 会長の選出について<br>3. 副会長の選出について<br>4. 武蔵村山市次世代育成支援行動計画について<br>5. 閉会 |
| 日時：<br>平成16年11月18日(木)<br>午後2時00分～<br>場所：<br>武蔵村山市民総合センター 3階 中会議室 | <b>第2回 武蔵村山市次世代育成支援対策行動計画検討協議会</b><br>議事 1. 開会<br>2. 武蔵村山市次世代育成支援行動計画について<br>3. 閉会                                  |
| 日時：<br>平成16年12月8日(水)<br>午後2時00分～<br>場所：<br>市役所301会議室             | <b>第3回 武蔵村山市次世代育成支援対策行動計画検討協議会</b><br>議事 1. 開会<br>2. 武蔵村山市次世代育成支援行動計画について<br>3. 閉会                                  |
| 日時：<br>平成16年12月21日(火)<br>午後2時00分～<br>場所：<br>市役所403集会室            | <b>第4回 武蔵村山市次世代育成支援対策行動計画検討協議会</b><br>議事 1. 開会<br>2. 武蔵村山市次世代育成支援行動計画について<br>3. 閉会                                  |
| 日時：<br>平成17年1月20日(木)<br>午後2時00分～<br>場所：<br>市役所403集会室             | <b>第5回 武蔵村山市次世代育成支援対策行動計画検討協議会</b><br>議事 1. 開会<br>2. 武蔵村山市次世代育成支援行動計画について<br>3. 原案の修正案<br>4. 閉会                     |
| 日時：<br>平成17年1月26日(水)<br>午前9時00分～<br>場所：<br>市公室                   | 協議会等における意見を踏まえた行動計画（原案）修正案を市長に報告  |

## 2. 検討委員会

| 日時・場所  | 検討委員会開催の経過  |
|--|---|
| 日時：<br>平成16年5月11日(火)<br>午前9時30分～<br>場所：<br>市役所301会議室 | 第1回 武蔵村山市次世代育成支援対策行動計画検討委員会<br>議事 1. 開会<br>2. 委員長挨拶<br>3. 副委員長の指名について<br>4. 議題<br>(1) 武蔵村山市次世代育成支援対策行動計画<br>検討の進め方について<br>(2) その他<br>5. 閉会  |
| 日時：<br>平成16年8月27日(金)<br>午後1時30分～<br>場所：<br>市役所407会議室 | 第2回 武蔵村山市次世代育成支援対策行動計画検討委員会<br>議事 1. 開会<br>(1) 報告事項<br>第1回武蔵村山市次世代育成支援対策行動<br>計画検討委員会の会議結果について<br>その他<br>2. 議題<br>(1) ニーズ調査報告について<br>(2) 次世代育成支援対策行動計画(素案)<br>について<br>次世代育成支援対策行動計画策定にあたって<br>計画の基本的な考え方<br>施策の展開<br>(3) その他<br>3. 閉会 |
| 日時：<br>平成16年9月8日(水)<br>午前9時00分～<br>場所：<br>市役所407会議室  | 第3回 武蔵村山市次世代育成支援対策行動計画検討委員会<br>議事 1. 開会<br>(1) 報告事項<br>第2回武蔵村山市次世代育成支援対策行動<br>計画検討委員会の会議結果について<br>2. 議題<br>(1) 次世代育成支援対策行動計画(素案)<br>について<br>施策の体系<br>施策の展開<br>目標事業量<br>基本理念<br>(2) その他<br>3. 閉会                                       |

| 日時・場所   | 検討委員会開催の経過  |
|---|---|
| <p>日時：<br/>平成16年9月29日(水)<br/>午前9時30分～</p> <p>場所：<br/>市役所405会議室</p>  | <p><u>第4回 武蔵村山市次世代育成支援対策行動計画検討委員会</u></p> <p>議事 1. 開会<br/>(1) 報告事項<br/>第3回武蔵村山市次世代育成支援対策行動<br/>計画検討委員会の会議結果について</p> <p>2. 議題<br/>(1) 次世代育成支援対策行動計画(素案)<br/>について<br/>計画の基本的な考え方<br/>ア. 基本理念<br/>イ. 基本的視点<br/>ウ. 施策の体系<br/>施策の展開<br/>(2) その他</p> <p>3. 閉会</p> |
| <p>日時：<br/>平成16年10月14日(木)<br/>午前9時30分～</p> <p>場所：<br/>市役所405会議室</p> | <p><u>第5回 武蔵村山市次世代育成支援対策行動計画検討委員会</u></p> <p>議事 1. 開会<br/>(1) 報告事項<br/>第4回武蔵村山市次世代育成支援対策行動<br/>計画検討委員会の会議結果について</p> <p>2. 議題<br/>(1) 次世代育成支援対策行動計画(素案)<br/>について<br/>計画の基本的な考え方<br/>ア. 基本理念<br/>イ. 基本的視点<br/>施策の展開<br/>計画の推進体制<br/>(2) その他</p> <p>3. 閉会</p>  |
| <p>日時：<br/>平成16年10月26日(火)<br/>午後1時10分～</p> <p>場所：<br/>市役所405会議室</p> | <p><u>第6回 武蔵村山市次世代育成支援対策行動計画検討委員会</u></p> <p>議事 1. 開会<br/>(1) 報告事項<br/>第5回武蔵村山市次世代育成支援対策行動<br/>計画検討委員会の会議結果について</p> <p>2. 議題<br/>(1) 次世代育成支援対策行動計画(素案)<br/>について<br/>施策の展開<br/>(2) その他</p> <p>3. 閉会</p>  |
| <p>日時：<br/>平成16年10月29日(金)<br/>午前9時00分～</p> <p>場所：<br/>市公室</p>       | <p>武蔵村山市次世代育成支援行動計画(原案)を正副委員長より市長に報告</p>  |

# ニーズ調査について

## 調査の目的

次世代育成支援対策を推進し、もって次代の社会を担う児童が健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とする「次世代育成支援対策推進法」の成立に伴い、本計画策定の基礎資料となる子どもを養育している家庭の生活環境や意識・要望などを把握することを目的とする。

また、本計画策定にあたる準備及び一次的な活動として、ニーズ調査の結果などに基づく保育など子育て支援サービスの必要量の推計を行うことを目的としている。

## 調査の設計

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 調査地域 | 武蔵村山市全域                                   |
| (2) 調査対象 | 0歳から小学校入学前までの児童のいる世帯<br>小学校に就学している児童のいる世帯 |
| (3) 標本数  | の調査794人<br>の調査799人                        |
| (4) 調査方法 | 郵送配布 - 郵送回収法                              |
| (5) 調査期間 | 平成15年11月1日(調査票発送)～11月30日                  |

## 調査の内容

### 就学前児童調査

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| (1) 子どもと家族の状況        | (6) 一時預かり           |
| (2) 平日の保育サービスの利用希望   | (7) 子育て支援サービス       |
| (3) 保育サービスの利用状況      | (8) 就学前児童・小学校児童共通項目 |
| (4) 土・休日の保育サービスの利用希望 | (9) 就学前児童用項目        |
| (5) 子どもが病気時の対応       |                     |

### 小学校児童調査

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| (1) 子どもと家族の状況 | (4) 子育て支援サービス       |
| (2) 放課後学童クラブ  | (5) 就学前児童・小学校児童共通項目 |
| (3) 一時預かり     | (6) 小学校児童用項目        |

## 回収結果

### 就学前児童調査

|           |       |
|-----------|-------|
| (1) 標本数   | 794人  |
| (2) 有効回収数 | 384人  |
| (3) 有効回収率 | 48.4% |

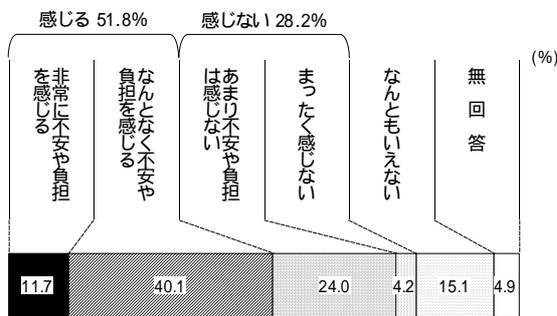
### 小学校児童調査

|           |       |
|-----------|-------|
| (1) 標本数   | 799人  |
| (2) 有効回収数 | 370人  |
| (3) 有効回収率 | 46.3% |

## 調査結果の抜粋

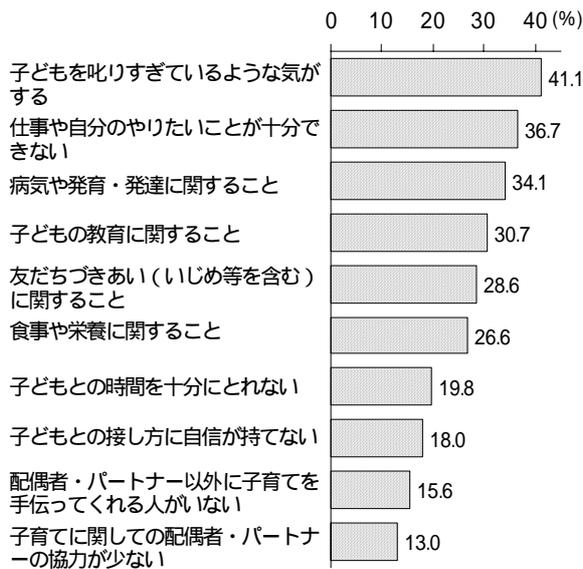
### 就学前児童調査

#### 子育てに感じる不安感や負担感



子育てに不安や負担を感じる人は51.8%。感じない人は28.2%。

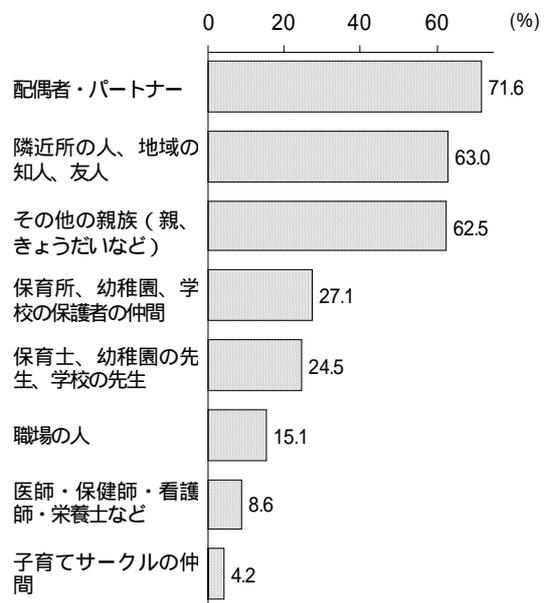
#### 子育てに関して日常悩んでいること、又は気になること



複数回答，上位10項目

「子どもを叱りすぎているような気がする」ということが4割を超えています。

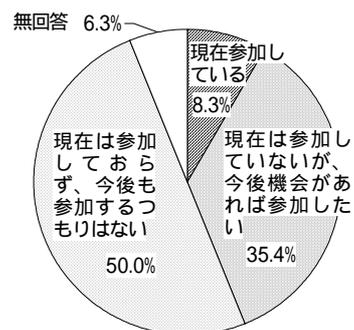
#### 子育てに関する悩みや不安の相談相手



複数回答，上位8項目

「配偶者・パートナー」「知人、友人」「その他の親族」が多くみられます。

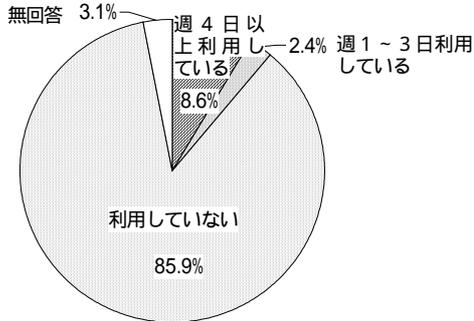
#### 子育てに関するサークル活動への参加



子育てサークルに参加している人は1割弱でした。

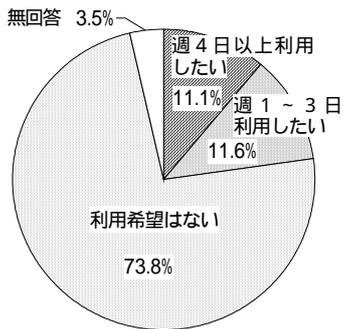
小学校児童調査

平日の放課後児童クラブ（学童クラブ）の利用状況



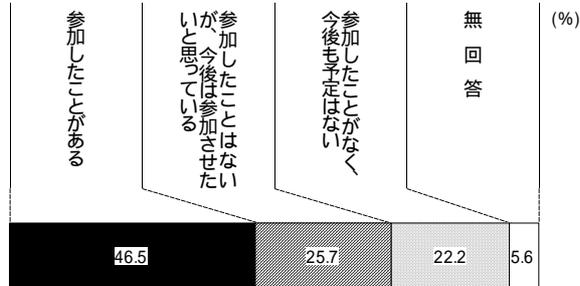
平日の放課後児童クラブの利用率は11.0%でした。

平日の放課後児童クラブ（学童クラブ）の利用希望



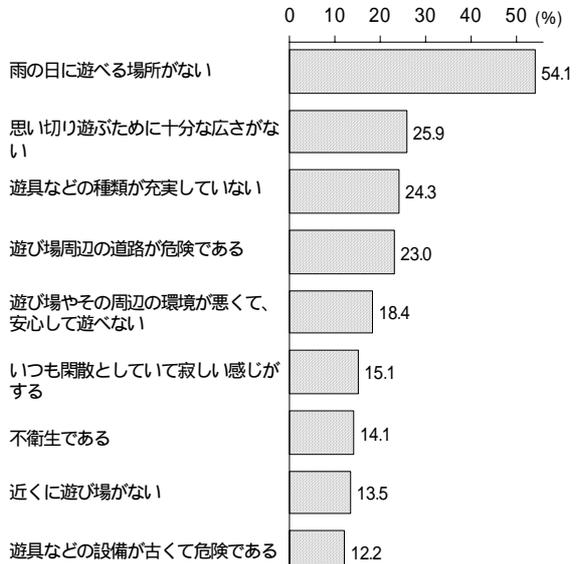
平日の放課後児童クラブの利用希望は22.7%でした。

地域活動やグループ活動への参加経験



「参加したことがある」は半数近くを占めています。

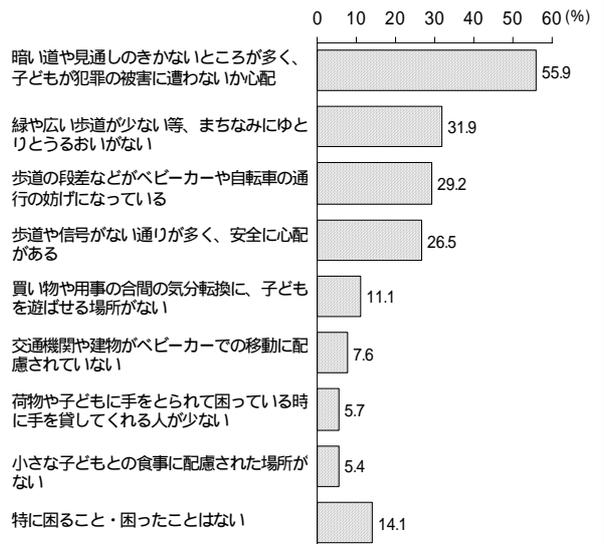
家の近くの子どもの遊び場について、日頃感じていること



複数回答，上位9項目

「雨の日に遊べる場所がない」が5割を超えて突出しています。

子どもとの外出の際、困ること・困ったこと

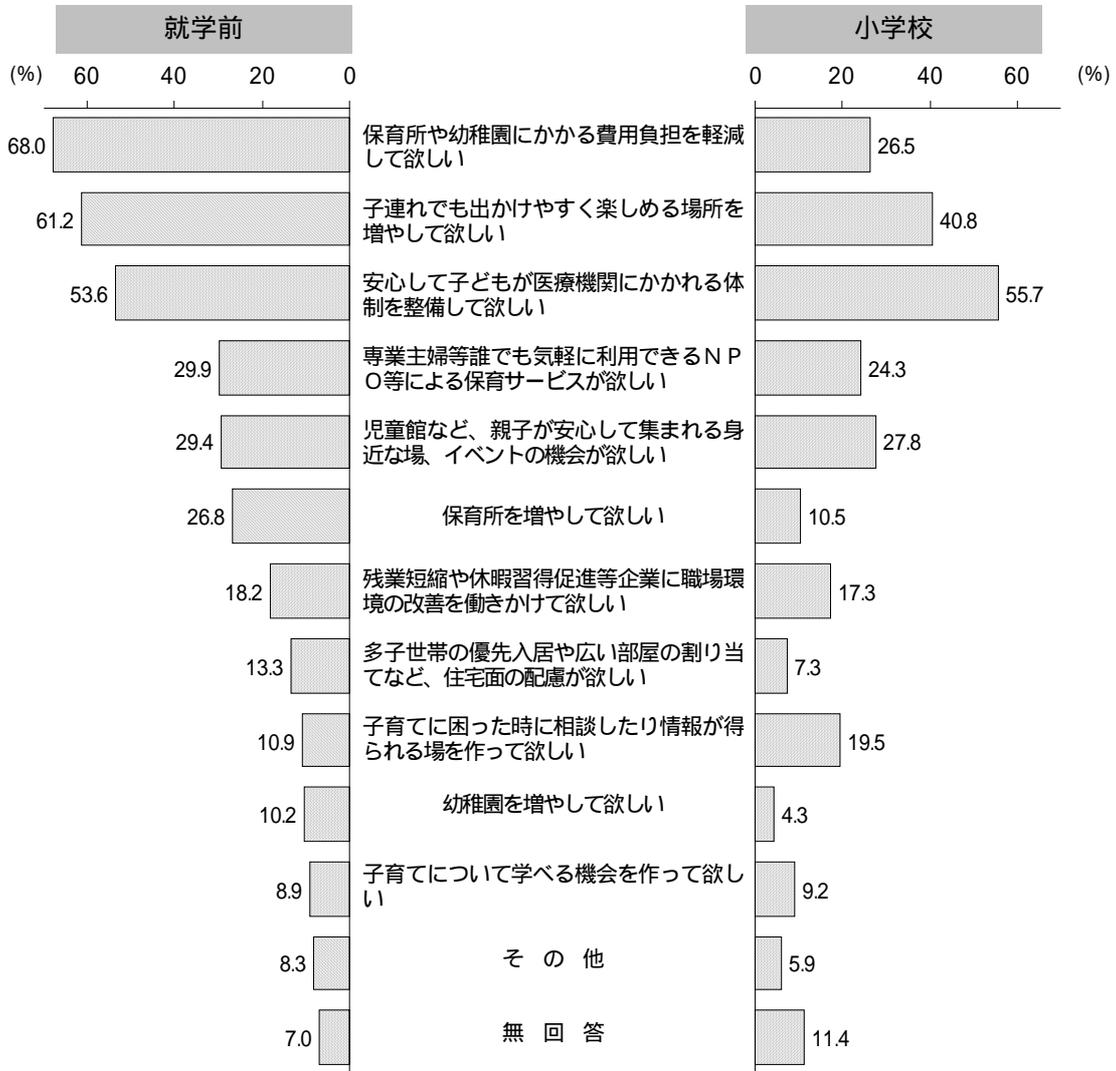


複数回答，上位9項目

犯罪被害に遭わないかの心配が5割以上で最も多くなっています。

就学前児童調査・小学校児童調査共通項目

充実してほしい子育て支援



複数回答

就学前児童調査では、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が6割を超えて上位2項目となっています。小学校児童調査では「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」が最も多くみられました。「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」は就学前児童調査でも半数以上の要望があります。

# 年齢区分別人口の推移と将来推計

表1 年齢区分別

(単位：人)

| 区分     | 平成15年  | 平成16年  | 平成17年  | 平成18年  | 平成19年  | 平成20年  | 平成21年  |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口総数   | 65,756 | 65,811 | 65,844 | 65,883 | 65,791 | 65,759 | 65,616 |
| 0～14歳  | 10,049 | 9,997  | 9,954  | 9,918  | 9,837  | 9,742  | 9,660  |
| 15～64歳 | 45,823 | 45,478 | 45,022 | 44,457 | 43,888 | 43,410 | 42,801 |
| 65歳以上  | 9,884  | 10,336 | 10,868 | 11,508 | 12,066 | 12,607 | 13,155 |

資料：児童福祉課

平成15年及び平成16年は住民基本台帳(4月1日現在)

平成17年～平成21年は児童福祉課により作成

将来推計人口には開発要因は含まない

表2 0～14歳人口内訳

(単位：人)

| 区分    | 平成15年  | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0～14歳 | 10,049 | 9,997 | 9,954 | 9,918 | 9,837 | 9,742 | 9,660 |
| 0歳    | 593    | 593   | 586   | 582   | 569   | 555   | 543   |
| 1歳    | 640    | 612   | 612   | 604   | 600   | 587   | 573   |
| 2歳    | 649    | 661   | 630   | 630   | 622   | 618   | 605   |
| 3歳    | 642    | 659   | 672   | 640   | 640   | 632   | 628   |
| 4歳    | 649    | 643   | 660   | 671   | 640   | 640   | 632   |
| 5歳    | 690    | 651   | 645   | 662   | 675   | 643   | 643   |
| 6歳    | 706    | 691   | 652   | 646   | 663   | 676   | 644   |
| 7歳    | 670    | 699   | 684   | 645   | 639   | 656   | 668   |
| 8歳    | 696    | 669   | 698   | 683   | 644   | 638   | 655   |
| 9歳    | 665    | 695   | 668   | 697   | 682   | 643   | 637   |
| 10歳   | 697    | 671   | 701   | 674   | 703   | 688   | 649   |
| 11歳   | 701    | 700   | 674   | 704   | 677   | 706   | 691   |
| 12歳   | 664    | 699   | 698   | 672   | 702   | 675   | 704   |
| 13歳   | 683    | 668   | 703   | 702   | 676   | 706   | 679   |
| 14歳   | 704    | 686   | 671   | 706   | 705   | 679   | 709   |

資料：児童福祉課

平成15年及び平成16年は住民基本台帳(4月1日現在)

平成17年～平成21年は児童福祉課により作成

将来推計人口には開発要因は含まない

# 武蔵村山市次世代育成支援行動計画

- みんなで子育て、支えあい、うるおいのあるまち武蔵村山市 -

---

平成17年3月発行

発 行 武蔵村山市

編 集 武蔵村山市健康福祉部児童福祉課

〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電話 (042) 565-1111 (代表)

---

この印刷物は再生紙を使用しています。